

公益財団法人宮崎県スポーツ協会補助金等適正使用ガイドライン

令和4年11月17日制定

<趣旨>

公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下、「本会」という。）では、宮崎県補助金、国庫補助・助成金や寄付金等（以下、「補助金等」という。）を原資に、本会加盟団体と連携・協力して諸事業を実施している。補助金等は公的資金であるため、その使用に当たっては、厳格な運営管理のもと、高い公正性と透明性を維持し、適正に使用しなければならないことから、本会及び本会加盟団体等が順守すべき事項として、以下のガイドラインを定める。

I 責任体系の明確化に関する事項

1. 補助金等を執行・管理する最高管理責任者、最高管理責任者を補佐し、補助金等の運営・管理を統括する実質的な責任・権限を持つ出納責任者及び会計担当者を規程等に定める。
2. 原則、団体の長が、最高管理責任者の任に当たる。また、出納責任者が責任を持って補助金等を執行・管理できるよう、最高管理責任者は適切に指導する。

II 運営管理の基盤となる環境の整備に関する事項

1. ルールの明確化・統一化
 - （1）事務局内の経理処理手続きに関し、明確なルールを定めること。
 - （2）担当役職員等は、統一したルールの解釈のもと、適切に効率よく事務処理手続きを進める体制を構築する。
2. 職務権限の明確化
 - （1）事務処理に関する担当役職員等の権限と責任を明確にし、適切な手続きをもって処理する。
3. 関係者の意識向上
 - （1）補助金等の原資は、県民の税金等による公的資金であり、厳格な運営管理が必要であるという原則と、その精神を担当役職員等に浸透させる。
 - （2）担当役職員等の行動規範を策定する等、団体としての取組みの指針を明示し、過去の慣習にとらわれずに行動する。
 - （3）関連法令、会計制度等の広範な知識に関する研修を行う等、特に事務局職員の専門性を高める施策を講じる。また、必要に応じ、特定の高い専門性を有する事務局職員を採用する。
4. 調査及び懲戒に関する規程の整備と運用の透明化
 - （1）不適切な行為に係る調査の手続き等を明確にした規程等を定め、運用に当たっては公正かつ透明性の高い仕組みを講じる。
 - （2）懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定め、公正かつ透明性をもって運用にあたる。

Ⅲ 不適切な行為の発生要因の把握と不適切行為防止計画の策定・実施に関する事項

1. 不適切行為発生要因の把握と防止計画の策定

- (1) 経理的側面だけではなく、業務の有効性、効率性といった側面についても、不適切な行為を発生させる危険性、要因がどの様に潜在化するのか組織全体の状況を体系的に整理し、具体的な防止計画を策定する。

2. 防止計画の実施

- (1) 最高管理責任者が率先して対応することを内外に表明するとともに、担当役員等に周知徹底し、防止計画の進捗管理に努める。
- (2) 最高管理責任者は、不適切行為を防止するため、担当役職員等への継続的な研修をとおして、防止計画の実践に努める。

Ⅳ 補助金等の適切な運営・管理活動に関する事項

1. 補助金等が交付されるまでの間、組織内での立替払い制度等の代替策を講じる。
2. 予算執行を適切かつ効率的に管理するとともに、担当役職員等当事者以外によるチェックが有効的に機能する財務会計システムを構築する。
3. 支出財源を特定し、予算執行、事業計画の遂行状況を確認するとともに、問題のある場合は、改善策を講じる。
4. 特定業者との緊密な関係による不適切な取引や利益相反取引など、癒着を防止する対策を講じる。
5. 不適切な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定める。
6. ルールと運用実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できているか、常に見直す。

Ⅴ 情報の伝達を確保する体制の確立に関する事項

1. 不適切な行為に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。
2. 事務局職員等が事務局等の定めている行動規範や補助金等の事務局等内での事務処理手続きに関するルールを、どの程度理解しているか最高管理責任者は確認する。
3. 補助金等の不適切行為防止への取組みに関する事務局内での方針を外部に公表する等努める。

Ⅵ モニタリングの在り方に関する事項

1. 統括管理責任者と監事及び会計監査人との連携を強化する。
2. 監事及び会計監査人は、会計処理が社会通念上の理解に則し、透明性が確保され、一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して行われるよう指導する。
3. 最高管理責任者は、社会通念上、理解されない不適切な会計処理が行われている形跡がみられる等、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合は必要に応じ外部の有識者等による調査を実施し、検証を進め再発の防止に努める。